

所属： 危機管理学部 危機管理学科

資格： 教授

氏名： 上野 幸彦

<p>研究課題名</p>	<p>多様な財産的サンクションとそれらの選択における最適化について</p>
<p>研究目的及び研究概要</p>	<p>(1) 研究目的 財産的サンクションとして、伝統的に刑罰一種として罰金・科料が定められているが、このほか、法律および条例中に秩序罰として過料が規定されている場合があり、また税法上においては重加算税という形式で実質的にサンクションの性質を帯びている法的効果が定められている。さらに近年においては、課徴金と呼ばれる制度もいくつかの法律で導入されるに至っている。このように、財産的なサンクションは多様になってきているのである。また、罰金制度は、たとえば道路交通法違反の場合に見られるように部分的に反則金制度に代替されている。こうした状況には、刑罰と行政罰との相対化あるいは流動性という現象を看取することができる。遁脱犯の場合について、刑罰と重加算税との関係をめぐる議論は見られるものの、どのような場合に罰金を選択し、どのような場合にこれ以外の財産的サンクションを設定すべきなのかという点に関する学術的な検討は十分とはいえない。そこで、この問題の解明を研究テーマとすることとした。</p> <p>(2) 研究方法 既に先行研究として、佐伯仁志『制裁論』をはじめ、最近過料に関する研究として須藤陽子『過料と不文の原則』という著作も現れている。これら先行研究の成果を踏まえつつ、わたくしは、「犯罪」への対応としての罰金制度と「法規違反」への対応として行政機関・自治体によって行われるシステムという対比に基づき、機能的、手続的な異同を踏まえ、それぞれのメリットとデメリットを明らかにしつつ、それぞれの特徴を有効に活かせる場面について検討し、最適で合理性のある手段はどれなのかを探りたいと考えている。</p>
<p>研究実績の概要</p> <p>研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等</p>	<p>まず、現行法上のサンクション、とくに財産的なサンクションの規定状況について整理を行った。</p> <p>(1) 刑罰としては、罰金および科料が定められている。(2) 刑罰以外の財産的サンクションとして位置づけられるものとして、①過料、②税法違反上の加算税・重加算税、③道路交通に関する反則金、④独占禁止法および金融商品取引法において定められている課徴金などがある。</p> <p>罰金および科料は犯罪成立の法的効果として定められており、刑事事件として立件・起訴されて有罪と認定された場合に科される。刑罰以外の財産的サンクションの実現に関する手続は、一様ではない。たとえば、過料については法律で何らかの違反に対する制裁（いわゆる秩序罰）として定められている場合が多く、特別の規定がなければ、一般に非訟事件訴訟法が定める手続によって処理されることになる。一方、自治体の条例でその違反行為に過料を規定している場合には、条例中に手続が定められている場合が多い。一種の処分に該当するので、紛争が生じた場合には行政事件訴訟法に基づく提訴も可能である。反則金制度は、大量に発生する道路交通法規違反に対し、比較的軽微なものを対象に非刑罰的方法による簡易・迅速な処理を図るものである。加算税や課徴金の制度は、行政機関による財産的制裁の方式である。これらについては、悪質な場合には、刑事罰の対象となり、刑事事件として処理される場合もある。</p> <p>現行法における規定状況を概観すると、刑事罰としての罰金・科料とそれ以外の財産的サンクションとは、発動主体という点で区別することができ、この点で刑事手続によるのか、それとも行政手続によるのかという差異化をもたらしている。しかし、それぞれのサンクションの対象行為という観点から考察すると、理論的に明確に区別することは難しく、非常に相対的であり、曖昧であるといわざるを得ない。この問題点は、サンクションを定めるにあたっての立法的な検討に影響を及ぼす。すなわち、立法に際して、どのような違反行為に対して、どのような法的な制裁の効果を定めるべきかという問題が提起されるのであり、この点に関する理論的な考察がこれまで不十分であった。</p> <p>財産的サンクションの多様化現象は、刑事罰としての罰金の代替や罰金の社会的効果の限界等を背景とするものと分析される。前者の典型例が反則金制度であり、後者のそれが課徴金制度である。後者は、とくに企業活動のコンプライアンス確保の手段として、所管行政庁によるコントロールと違反に対する多額の課徴金によるサンクションを備えている。企業にとっては、罰金以上に脅威となるサンクションとなっており、その実効性が期待される。もっとも、この課徴金は、行政機関による処分であり、その手続の適正性および当該処分に対する不服等の争訟の確保について十分な配慮を要する。この問題については、発動主体の権能、手続上の特徴、社会的な効果等について、さらに分析を進めて解明する必要があると考えられる。</p>